

「総量削減義務と排出量取引制度」 基準排出量変更申請書 ～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局
2023（令和5）年4月

目次

はじめに	2
1 基準排出量変更の申請について	3
2 EXCELファイルの機能（使い方）	6
3 基準排出量変更申請書の記入例	9
4 基準排出量変更算定書の記入例	14
（告示第4号様式 その1）	14
（告示第4号様式 その2）	20
（告示第4号様式 その3）	26
5 補足資料 【日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）：大分類・中分類】	32

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号、以下「条例」という。）では、対象事業所において、用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更の程度が著しい場合に、基準排出量を変更することを義務付けております（条例第 5 条の 14）。

なお、基準排出量変更に関しては、該当要件を規則で定めており（条例規則第 4 条の 19 第 1 項及び第 2 項）、これらに該当する変更があった場合は、変更のあった年度の翌年度の 9 月末日までに、基準排出量変更に関する申請を行う必要があります（条例規則第 4 条の 19 第 3 項）。

この記入要領では、基準排出量変更申請書及び基準排出量変更算定書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトの EXCEL を利用することを前提として構成しています。基準排出量変更申請書及び基準排出量変更算定書の様式（EXCEL ファイル）は、環境局の地球温暖化対策ホームページ内

（ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/change_application.html ）

で公表いたします。ダウンロードして御利用ください。

1 基準排出量変更の申請について

○ 対象となる事業所

次の 1、2 に掲げる要因による排出量の増減量として、特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（以下「算定ガイドライン」という）p.126 から p.132 までに示す方法により算定される量が、1 は変更部分における排出量の増減量の合計が基準排出量の 6%以上、2 は熱の種類ごとの供給先の床面積の合計増減量が基準年度における供給先の同合計床面積の 6%以上である場合（条例規則第 4 条の 19 第 1 項及び第 2 項）、基準排出量を変更する必要がある。

1. 熱供給事業所以外の事業所で、次の①から③のいずれかに該当する場合
 - ①事業所の床面積が増減
 - ②用途が、排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
 - ③事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減
2. 熱供給事業所において、熱の種類ごとの供給する先の事業所（住宅を含む）の床面積の増減

（注 1） 基準排出量変更の要件に該当する場合は、申請が必須です。

（注 2） 建物又は設備の変更を伴わない生産活動等の変化や気候などの外的要因の影響による排出量の増減、その他、営業時間や工場稼働時間の変更、空室率の増減は基準排出量の変更の対象とはなりません。

○ 提出期限

変更要件に該当する変更の生じた年度（以下「変更年度」という。）の **翌年度の 9 月末日** まで（変更年度が 2022（令和 4）年度の場合は、2023（令和 5）年 9 月 30 日まで）

○ 提出書類

名 称	部 数	備 考
1. 基準排出量変更申請書	1 部	この記入要領で説明します。
2. 基準排出量変更算定書	1 部	この記入要領で説明します。
3. 特定温室効果ガス排出量に関する 報告書 ※排出量の割合により事業所区分の 変更を判断する場合。	1 部 (※該当す る場合の み)	排出量の割合により事業所区分を決定す ることもできます。区分別用途ごとの排 出量の割合を算定する様式です。 <u>※p.16 を必ずご覧ください。</u>
4. 運用管理報告書 ※基準排出量の変更量を平成 22 年 7 月 1 日以降の実測値を用いて算 定する場合（増加の場合に限る）。	1 式 (※該当す る場合の み)	別途「基準排出量算定における実績排出 量選択のための運用管理基準の適合認定 ガイドライン」を参照してください。
5. 基準排出量変更の根拠となる資料	1 式	この記入要領で説明いたします。 <u>※p.29 を必ずご覧ください。</u>

「紙」及び「電子データ（1～4まで）」を提出して頂きます。

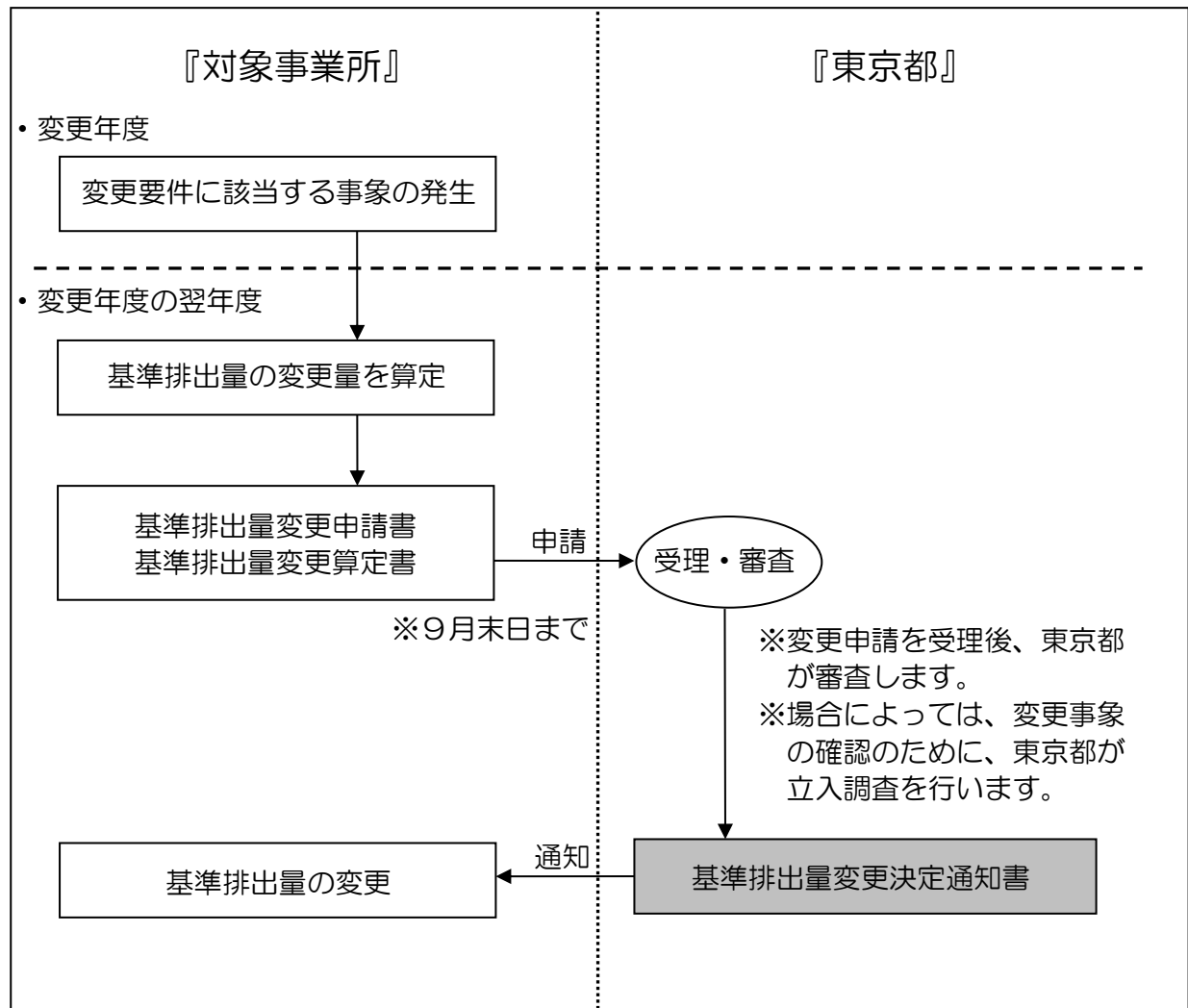
○ 基準排出量変更の申請は、登録検証機関による検証が不要です。

（運用管理報告書も登録検証機関による検証が不要）

○ 変更後の基準排出量が決定したら、条例第5条の 14 第3項に基づき、

「基準排出量変更決定通知書」を送付します。

基準排出量変更に係る手続フロー



2 EXCELファイルの機能（使い方）

EXCELファイルへの入力は、まず、入力するシートを確認した上で、適正な手順（順番）で行ってください。

（１）EXCELファイルのダウンロード

EXCELファイルをダウンロードして使用する場合は、一度手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。パソコンやセキュリティ設定等によりパスワードを聞かれることがあります。その際は、キャンセルを押したり、他のパソコンから行ったり、何度か試すことで、パスワードを入力しなくてもダウンロードできるようになります。

（２）EXCELへの入力

都から提供するEXCELファイルは保護がかかっており、一部を除き、行の挿入やフォント変更などの書式変更ができません。また、入力する枠にも一部に制限がかかっています。

入力可能な黄色又は薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。白いセルについては入力不可となっていますが（※申請書は白いセルも一部入力可能）、入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領をご確認ください。

（３）コメントの表示／非表示

EXCELファイルには、入力を補助するためにコメントをつけております。EXCELの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

（４）ファイル形式等の改変禁止

提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、東京都に提出するファイルには、ブックに独自の保護を掛けたり、シートやセルにリンクを張ったり、シート名を変更する等の変更を行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問合せください。

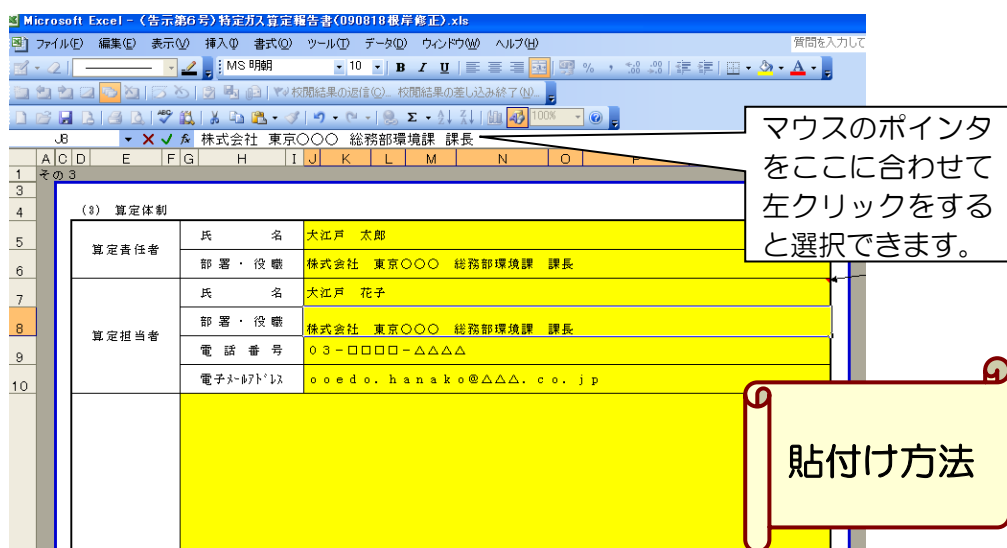
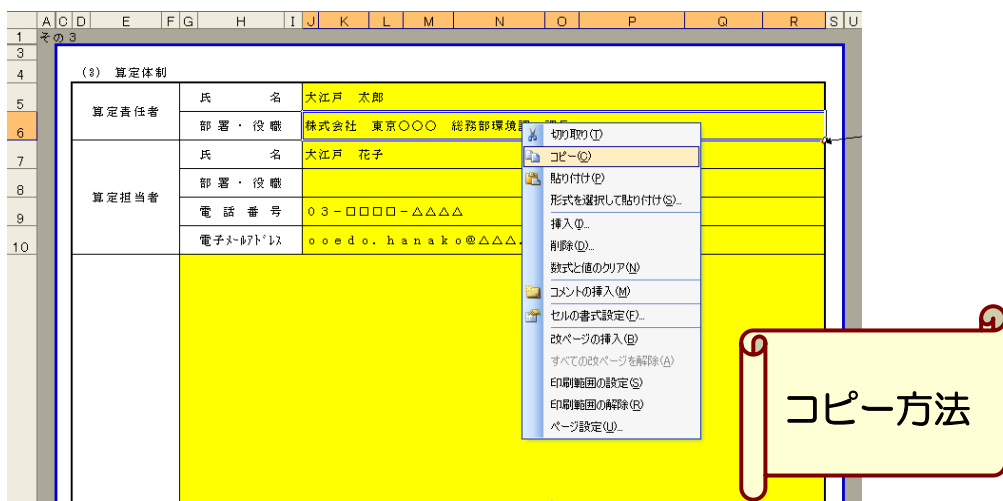
（５）セル内の改行

「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内で改行できます。

(6) コピー&貼り付け（文字単位でのコピー）

単純なセルのコピーや貼付けは行わないで下さい。ここでは文字単位でのコピーについて説明します。文言等を他のセルでも使用する場合は、再利用する文字のみを選択して、マウスの右クリック（若しくは「Ctrl」キーを押しながら「C」キーを押す）を使い、次に示した方法でコピーしてください。

コピーした文字列を貼り付けるには、貼り付けたいセルをダブルクリックした後に、セルの中を選択してから、マウスの右クリック操作により行います。あるいは、次に示すようにセルの内容を示す「fx」の枠内を選択し、貼り付けることでもできます。

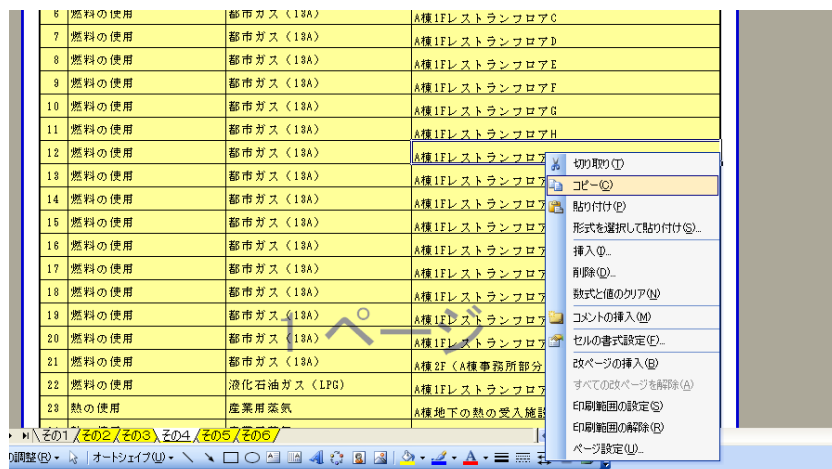


(7) コピー&貼付け（セル単位でのコピー）

EXCEL 様式には保護が掛かっており、基本的に単純なコピー & 貼付けができません。

そこで、次に、共通箇所を部分的にコピーしてEXCEL 様式に貼り付ける方法について、次に説明します。

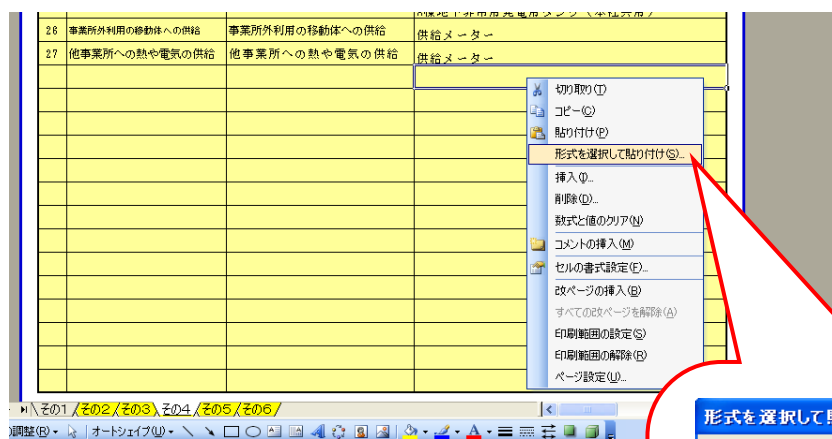
ア) 共通箇所のコピー



①まず、コピーしたいセルを選択します。

②コピーします。（この例では、マウスの右クリックでコピーしています。）

イ) データ貼り付け

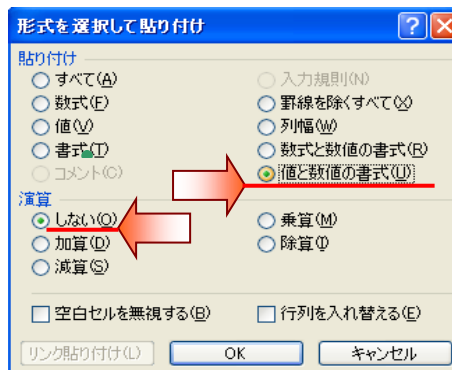


③データを貼り付けたいセルを選択します。

④「形式を選択して貼り付け」を選択します。

⑤右画面（形式を選択して貼り付け）が立ち上がるので、画面のように「値と数値の書式」又は「値」を選択します。

⑥OKを押すとデータが貼り付けられます。



3 基準排出量変更申請書の記入例

入力可能なセルのみ選択できるようになっています。必要な箇所に記入してください。

〔規則第1号様式の13〕

2023 年 9 月 28 日		申請者 住所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号 氏名 株式会社 東京〇〇 代表取締役社長 □□□□ 代表取締役之印 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
東京都知事 殿		
基準排出量変更申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の14第1項の規定により、次のとおり基準排出量の決定を申請します。		
事業所の名称	新宿〇〇ビル	
事業所の所在地	新宿区 西新宿二丁目8番1号	
指定番号	0021 ③	
基準排出量 変更算定書	別添のとおり ④	
変更事由	① 床面積の増減 2 用途区分の変更 3 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減 4 熱を供給する先の建物又は施設の床面積の増減 ⑤	
変更事由の発生日	2022 年 5 月 30 日 ⑥	
連絡先	会社名	株式会社 東京〇〇
	郵便番号	〇〇〇-△△△△
	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号
	所属名	総務部環境課
	担当者名	大江戸 花子
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX番号	03-△△△△-□□□□
	メールアドレス	ooedo.hanako@△△△.co.jp
備考		
※受付欄 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。 平成30年4月版 2 添付書類の大きさは、図面、表等やむを得ない場合を除き、日本工業規格A列4番とする。 3 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。		

※委任を受けた代理人が提出する場合や、申請者が2名以上の場合には、申請書と同じ Excel ファイルの「申請者一覧」シートに記入して提出します。(p.12 を参照)

※「指定地球温暖化対策事業者」、「指定地球温暖化対策事業者及び指定地球温暖化対策事業者ではない所有者の氏名又は住所」、「指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地」が変更になった場合は、変更の日から 30 日以内に届出が必要です。

※「指定地球温暖化対策事業者」の事業所や事業者の氏名・所在地等に変更があった日から 30 日以内に「基準排出量変更申請書」を提出する場合は、「基準排出量変更申請書」の中で変更内容を記載することにより、変更を届け出ること可能です。(p.13 を参照)

①申請年月日、申請者

「年月日」

- ・実際に東京都へ提出する日を記入します。

「申請者」

- ・下表の申請者の区分により、プルダウンから適切なものを選択してください。

No.	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の所有事業者 又は温室効果ガス排出 責任者の状況
		所有事業者	代理人	
1	申請者	○	-	いない
2	申請者(他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり)	○	-	いる
3	申請者兼別紙「申請者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「申請者一覧」記載の者の代理人	-	○	いる

- ・区分所有など、申請者が複数存在する場合は、申請者のうち一名を記入・押印し、プルダウンから「申請者(他の申請者は別紙「申請者一覧」のとおり)」を選択してください。
- ・既に「事務手続の委任」を行っている場合は、代理人の住所・氏名を記入しますが、代理人が申請者(義務者)を兼ねるときは、「申請者兼別紙「申請者一覧」に記載の者の代理人」を選択してください。

「住所・氏名」

- ・提出者は「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」に記載した住所・氏名等を記入してください。変更している場合は、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」、「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」又は「所有事業者等届出書」に記載した住所・氏名等を記入してください。(以下同様とする。)
- ・法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- ・ゴム印等を使用した場合にも、御提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

- ・押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。
※事務手続の委任を行っている場合でも、代理人の押印は必要です。

②事業所の名称・所在地

「事業所の名称」

- ・事業“者”ではなく、事業“所”の名称(建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名)を記入してください。

「事業所の所在地」

- ・「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」(変更している場合は、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」)に記載して届け出た事業所の所在地を記入してください。)

③指定番号

「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載された「指定番号」(4桁)を記入してください。

④基準排出量変更算定書

基準排出量変更算定書は基準排出量変更申請書と合わせて提出が必要です。

なお、基準排出量変更算定書の記入については、p.14 以降で説明します。

⑤変更事由

1～4までの項目の中から、該当する番号をプルダウンで「○付」に変更してください。複数該当する場合は、それぞれ「○付」に変更してください。

⑥変更事由の発生日

基準排出量変更の要件に該当する変更があった年月日を入力してください。状況の変更があった年月日は、⑤で選択した変更事象の要件ごとに、次が該当します。

※ 複数の変更事象により、基準排出量変更の要件に該当することとなった場合や、要件に該当する変更以降に生じた変更をまとめて申請する場合は、最後の変更のあった年月日を入力してください。

1. 床面積の増減
⇒対象面積部分の完成引渡し日又は活動終了の日（電気、ガス等、エネルギーの供給が停止した日）
2. 用途変更
⇒対象床面積部分の用途変更のための工事完了引渡し日
3. 設備の増減
⇒対象設備の設置引渡し日又は使用終了の日
4. 熱供給事業所の供給先の床面積
⇒熱供給を開始又は停止した日

⑦連絡先

連絡先には、この書類について責任を持って対応できる方の会社名からメールアドレスまでを記入してください。必ずしも①で記載した会社に所属している方でなくとも結構です。

※「基準排出量変更申請書の申請者一覧」の記入例

(申請者が複数存在する場合、事業所や事業者の氏名・所在地等に変更があった場合)

2023 年 9 月 28 日

提出書(表紙)に記入した日付が自動記入されます。

基準排出量変更申請書の申請者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。
☒は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

基準排出量変更の申請対象となる事業所

名称 : 新宿〇〇ビル

所在地 : 新宿区西新宿二丁目8番1号

事業所名称等の 変更事項	前回の届出時の事業所名称	☒	事業所の名称 等の変更あり
-----------------	--------------	-------------------------------------	------------------

住所 東京都新宿区 □□町一丁目1番1号

氏名 株式会社 大江戸〇〇〇
代表取締役 □□□□

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。
 個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください(上側は空欄としてください。)。

住所 東京都新宿区 □□町

氏名 株式会社 大江戸第二〇〇〇
 代表取締役 □□□□

義務者となる方全員分を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。ただし、提出書(前頁)の右上に記入した方は、この欄への記入は不要です。

住所 東京都新宿

氏名 株式会社 東京第二
 代表取締役 □□□□

必ず全員分押印してください。
 (ただし、既に事務手続きの委任を行っている場合は押印不要です。)

氏名

印刷範囲の設定が7名までとなっています。
 (8名以上記入する場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。)

筆頭申請者の
☐ 氏名等変更あり
☒ 氏名等変更あり
☐ 氏名等変更あり
☐ 氏名等変更あり

代表取締役之印
 代表取締役之印
 代表取締役之印

⑧

⑧申請者の住所、氏名、押印

「住所・氏名」

- ・①で記入した申請者以外の申請者の情報を記入してください（法人の場合は、住所欄に本拠地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください）。
- ・申請者は「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」（変更している場合は、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」、「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」又は「所有事業者等届出書」）に記載した住所・氏名等を記入してください。
- ・法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。
- ・ゴム印等を使用した場合にも、御提出いただく電子データには忘れずに記入してください。

「押印」

押印は法務局に登録している代表者印を使用してください。

※「事務手続の委任」を行っている場合は、押印は不要です。（「事務手続の委任」を行う場合には、別途委任の手続が必要です。）

※ 申請者の記入が用紙 1 枚に収まらない場合は、Excel 様式上の印刷範囲を拡大してください（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）。最大 200 名まで記入できます。記入欄が不足する場合は、相談窓口まで御相談ください。

※事業所や事業者の氏名・所在地等の変更について

事業所や事業者の氏名・所在地等に変更があった場合、変更があった日から 30 日以内に書面での届出が必要です。しかし、以下の変更については、本書面提出の 30 日前までの事象であれば、「事業所の名称等の変更あり」「筆頭申請者の氏名等変更あり」「氏名等変更あり」にチェックを付けていただくことにより、変更に関する届出の提出は不要となります。

【対象となる変更事象】

- ・事業所の名称又は所在地
- ・事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

※ 上記の場合でも、本書面の提出予定日が、変更があった日より 30 日より後となる場合は、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を提出してください。

※ 義務者ではなく、「事務手続の委任」を受けた方に変更があった場合は、委任状の再提出が必要です。ここにはチェックしないでください。

- ・申請書（1 枚目）に記載の事業所に変更があった場合、「事業所の名称等の変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。
- ・申請書（1 枚目）に記載の義務者の方に変更があった場合、「筆頭申請者の氏名等変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。
- ・申請書（1 枚目）に記載の方以外の義務者に変更があった場合、それぞれの記載欄の「氏名等変更あり」にチェックを付け、変更内容をプルダウンにより選択してください。

※ 所有権の移転や、義務者でない所有者に関する変更等の場合は、書面（「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」、「所有事業者等届出書」）による変更の届出が必要です。ここにはチェックしないでください。

4 基準排出量変更算定書の記入例

黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入してください。
（告示第4号様式 その1）

基準排出量変更算定書										※記入例	
1 指定地球温暖化対策事業者の概要											
(1) 指定地球温暖化対策事業者の氏名											
氏名（法人にあっては名称）										その1-①	
株式会社 東京〇〇〇											
東京都に届出を行っている、義務者全員を入力してください。また、欄が不足する場合には、シート「その1-2」に記入してください。											
この2項目をプルダウンで選択すると、白いセルが自動入力されます。											
(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要											
事業所の名称		新宿〇〇ビル								その1-②	
事業所の所在地		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号								その1-③	
事業の業種等	事業の業種	分類番号	K69		K_不動産業_物品賃貸業		不動産賃貸業・管理業				
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業								
	事業の業種等	主たる用途	その1-⑤		事務所		その1-④				
			建物の延べ面積（熱供給事業所において熱供給面積）		変更後	20,000.00	m ²	変更前	15,000.00	m ²	
		事業の業種等	用途別内訳	事務所	変更後	18,000.00	m ²	変更前	13,000.00	m ²	
				放送局	変更後		m ²	変更前		m ²	
				商業	変更後		m ²	変更前		m ²	
				宿泊	変更後		m ²	変更前		m ²	
				教育	変更後		m ²	変更前		m ²	
				医療	変更後		m ²	変更前		m ²	
				文化	変更後		m ²	変更前		m ²	
				物流	変更後		m ²	変更前		m ²	
				駐車場	変更後	2,000.00	m ²	変更前	2,000.00	m ²	
				工場その他上記以外	変更後		m ²	変更前		m ²	
				事業の概要		同一敷地内に〇〇ビルB館を増築した。当該事業所とは、エントランスを共有しており、電気等エネルギー供給も共通のものとしている。 ・地上10階、地下2階、1,000人が就業。 ・地上1～10階まで事務所、地下2階が駐車場。 ・2010年5月竣工					
敷地面積		5,000.00		m ²		他人から供給された熱の使用割合		11.8 %			
		その1-⑦				その1-⑧					

その１－①：指定地球温暖化対策事業者の氏名

表紙となる申請書の①と同様です。また、区分所有者など義務者が複数存在する場合は、全員分の氏名を記入してください。記入欄が不足する場合には、シート「その１－２」に記入してください。なお、法人の場合は法人名のみ記入し（代表者名を記入する必要はありません。）、個人の場合は個人名を記入します。

その１－②：事業所の名称・所在地

表紙となる申請書の②）と同じ内容を記入します。

その１－③：事業の業種「分類番号」「産業分類名」

義務者の業種を記入してください。本記入要領の「５ 補足資料」に記載している日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択します。分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。

義務者が複数いる又は業種が複数ある場合は、事業規模として大きい業種を選択してください。

その１－④：主たる用途

記入する用途の種類は、次の用途別内訳欄を参考に記入してください。対象事業所でいくつかの用途がある場合は、その主たる用途を選択します。なお、「その１－③」の事業の業種に関係なく、その対象事業所の建物等の用途を選択してください。例えば、業種が製造業であっても対象建物が本社ビルである場合は、「事務所」と記入します。なお、用途変更した場合は、変更後のものを記入してください。

削減義務率を決定するための規則第４条の１６で規定する「主たる用途」の判断は、ここに記載された用途でなく、その１－⑤の最大面積となる用途により判断いたします。

その１－⑤：建物の面積

事業所の変更前及び変更後の用途別面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。面積の変更を伴わない場合は、両方同じ数値を記入してください。延べ面積の合計は自動計算されます。

なお、熱供給事業所は熱供給先面積（住宅を含む）を「工場その他上記以外」に記入してください。その際、熱の供給別面積の合計値を記入してください。

※ 面積の値は、少数点以下を含めて得られた値をそのまま入力してください。

ただし、様式での面積の表示は、小数点３けた目を四捨五入し、小数点２けたまでを表示しています。

※ 用途別内訳の床面積を基にして、削減義務率を変更させていただくことがありますので、p.17 の内容を良くお読みの上、記載願います。

その１－⑥：事業の概要

事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入してください。

その１－⑦：敷地面積

建築確認申請等で記載されている事業所全体の敷地面積を記入してください（敷地面積が変更する場合は、変更後の敷地面積）。なお、熱供給事業所又は電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

その1-⑧：他人から供給された熱の使用割合

事業所全体の原油換算エネルギー使用量における、他人から供給された熱に係る割合を記入します。EXCEL上の別シート「事業所区分の確認用シート」を入力することで、使用割合が自動的に表示されます（使用割合が0の場合は、表示されません）。入力方法は、p.30を確認してください。

＜他人から供給された熱の使用割合＞

$$\text{使用割合} [\%] = \frac{\text{他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー量（基準年度における合計値）} [kL]}{\text{事業所全体の原油換算エネルギー量（基準年度における合計値）} [kL]} \times 100$$

- ※ 基準年度を変更年度に置き換えて算定してください。
- ※ 使用割合は、**小数点1桁で算定してください**（小数点2桁切り捨て）。
- ※ 事業所全体の原油換算エネルギー量は、変更年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書「その6」の「原油換算（kL）」を入力してください。
- ※ 他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー量は、自動的に計算されないため、次のとおり算定してください。

＜他人から供給された熱に関する原油換算エネルギー量＞

$$\text{原油換算エネルギー量（他人から供給された熱）} [kL] = \frac{\text{他人から供給された熱量の合計} [GJ] \times 0.0258 [kL/GJ]}{1}$$

- ※ 「他人から供給された熱量の合計」は、「**産業用蒸気**」「**産業用以外の蒸気**」「**温水**」「**冷水**」の**一次エネルギー換算後の熱量（GJ）の和**から算定できます。これらは、特定温室効果ガス排出量算定報告書「その6」に表示される数値を利用してください。また、使用量（左欄）及び熱量（右欄）共に単位はGJですが、一次エネルギー換算後が必要であるため、**熱量（右欄）の数値を使用してください。**

※用途別の床面積について

（1）用途別内訳への記載

事業所における用途別の延べ面積を記入します。分類は表2を参考にして、該当する又はそれに類する場合はその用途としてください。なお、「主たる用途」が熱供給事業所となる場合は、熱供給先面積を「工場その他上記以外」に記入してください。事業所の事業活動を主たる用途で行っており、主な用途と事業活動が連携しない軽微な用途は、「主たる用途」として算定することができます。（例、商業ビル内の認証保育所、診療所等）

（2）特定温室効果ガス排出量に関する報告書（以下「報告書」という。）の提出

この報告書は、削減義務率の決定を行うための資料とさせていただきます。表1のイ又はウに該当する事業所の事業者の方は、基準排出量変更申請書と併せてご提出できます。詳細は、「特定温室効果ガス排出量に関する報告書 記載要領」をご覧ください。

なお、これによらず、東京都より後日、報告書のご提出をお願いすることがあります。報告書を提出されない事業所につきましては、基準排出量変更算定書に記載されている用途別床面積の値に基づいて、「主たる用途」を判断します。

表1. 提出対象者

	区分別用途面積	温室効果ガス排出量の区分別用途	提出の有無
ア	第一区分が半分を超える	第一区分が半分を超える	不要です
イ	第一区分が半分を超える	第二区分が半分以上	提出できます
ウ	第二区分が半分以上	第一区分が半分を超える	提出できます
エ	第二区分が半分以上	第二区分が半分以上	不要です
オ	東京都より提出依頼があった場合		必要となります

表2. 事業所の用途

事業所における用途（建築基準法の用途区分等）	規則第 4 条の 16 に規定する用途 （第一区分の用途）	基準排出量決定 申請書の記載対象 となる用途
事務所	事務所又は営業所	事務所
郵便局		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
地方公共団体の支庁又は支所		
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	官公庁の庁舎	事務所
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所	
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設	情報通信施設	情報通信
映画スタジオ又はテレビスタジオ	情報通信施設	放送局
公衆浴場又は温泉保養施設	公衆浴場 又は温泉保養施設	商業
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	遊技場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	百貨店、飲食店 その他の店舗	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店、食堂又は喫茶店		
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		
料理店		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		
ダンスホール		
ホテル又は旅館		
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	社会福祉施設	
児童福祉施設等		
保育所その他これに類するもの		
幼稚園	学校 その他の教育施設	教育
小学校		
中学校又は高等学校		
養護学校、盲学校又は聾学校		
大学又は高等専門学校		
専修学校		

各種学校		学校	教育		
自動車教習所		その他の教育施設			
助産所		病院 その他の医療施設	医療		
診療所					
病院					
図書館その他これに類するもの		美術館、博物館 又は図書館	文化		
博物館その他これに類するもの					
体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場		体育館、競技場、 水泳プールその他の 運動施設			
劇場、映画館又は演芸場		映画館、劇場			
観覧場		又は観劇場			
公会堂又は集会場		集会場又は会議場			
展示場		展示場			
火葬場、斎場		斎場			
倉庫		倉庫	物流		
自動車車庫（駐車場）		駐車場	駐車場		
一戸建ての住宅		（対象外）	対象外		
長屋					
共同住宅					
寄宿舍					
下宿					
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの					
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 ト 都市高速鉄道の用に供する施設					
		結婚式場又は宴会場	文化		
		遊園地、動物園、 植物園又は水族館			
		競馬場、競輪場、 小型自動車競走場 又はモーターボート 競走場			
		トラクタターミナル		物流	
				刑務所又は拘置所	事務所
		卸 売 市 場	事務所	事務所又は営業所	事務所
飲食店、食堂又は喫茶店	百貨店、飲食店その 他の店舗		商業		
物品販売業を営む店舗					
倉庫	倉庫		物流		
セリ場					
その他			工場その他		
工場			工場その他 （事務所併設の場 合、備考 1 を参 照）		
危険物の貯蔵又は処理に供するもの			工場その他		
畜舎					
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場					
と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設					

建築基準法施行令（昭和年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設 □ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業（同項第 7 号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する施設		
ハ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 1 に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設		
ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設		
ホ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する施設		
ヘ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の用に供する施設		
チ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設	熱供給事業所	
その他		

工場その他

備考 1：当該用途とせず、他の用途に再配分する。

2：基準排出量決定申請書の記載対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

※ 様式での面積の表示は、小数点3桁目を四捨五入し、小数点2桁までを表示しています。

※記入例

2 状況の変更の内容等

(1) 状況の変更のあった年度等

状況の変更のあった年度及び年月 2022 年度 2022 年 5 月

年度は、「西暦」で入力してください。

その2-①

(2) 状況の変更の内容及び変更要件の確認（熱供給事業所以外）

その2-②

☒ 床面積の増加又は減少

	①	②	③
増減する床の用途	事務所		
変更前の床面積	15,000 m ²	m ²	m ²
変更後の床面積	20,000 m ²	m ²	m ²
変更による排出量の増減量	425 t	t	t

☐ 用途の変更

該当するチェックボックスをオンにしてください。

その2-③

	①	②	③
変更前の用途			
変更後の用途			
用途が変更される床面積	m ²	m ²	m ²
変更による排出量の増減量	t	t	t

☐ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少

その2-④

これらの方法を選択する場合は、あらかじめ東京都に事前相談を行ったうえで、算定方法を確定させてください。

熱供給事業所は(2)の欄は未記入とし、こちらの欄を入力してください。

の数量	単位	単位
の数量	単位	単位
の増減量	t	

緑色の枠内は、自動計算されます。割合が6%以上であることを確認してください。(6%未満の場合は対象となりません。)

の基準排出量	3,000 t (二酸化炭素)
による排出量の減量の合計	425 t (二酸化炭素換算) / 年
減量の基準排出量に対する割合	14.2 %

その2-⑤

(3) 状況の変更の内容及び変更要件の確認（熱供給事業所）

☐ 熱供給事業所の熱供給先面積の増加又は減少

その2-⑥

変更前の熱供給先面積	m ² (基準となる期間)
変更後の熱供給先面積	m ² 変更の割合 %

その2-①：状況の変更のあった年度等

P9の⑥で記入した年月を入力してください。

※ 記入にあたっては、算定ガイドライン p.132 を参照してください。

その2-②：床面積の増加又は減少

増築や解体等に伴い、床面積の増減があった場合は、左側のチェックボックスをオンにして、該当項目を記入してください。この項目は、増減する床面積の用途ごとに作成してください。

なお、増減箇所が事業所内で複数箇所ある場合でも、用途ごとに合算して記入してください。

また、増減する用途が四つ以上あり、その2シートに記入しきれない場合、必要な用途数が記入できる別紙（その2シートと同書式で用途数記入欄のみ増加させたもの）を作成し添付願います。

その際、その2シートには「別紙参照」を記入し、算定結果を記入してください。

以下記入欄が不足の場合、同様の別紙を作成し添付願います。

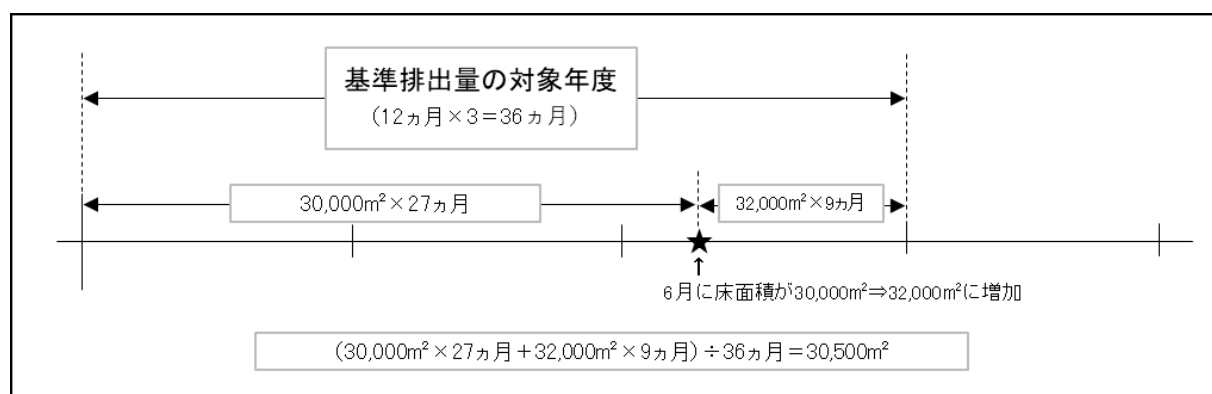
「増減する床の用途」

増減する床面積の用途を記入してください。

基準排出量の対象年度において床面積の増減があった場合の基準排出量の対象年度の床面積は、月を単位として、変更があった日の翌月から変更後の床面積になったものとして、加重平均により算出します。

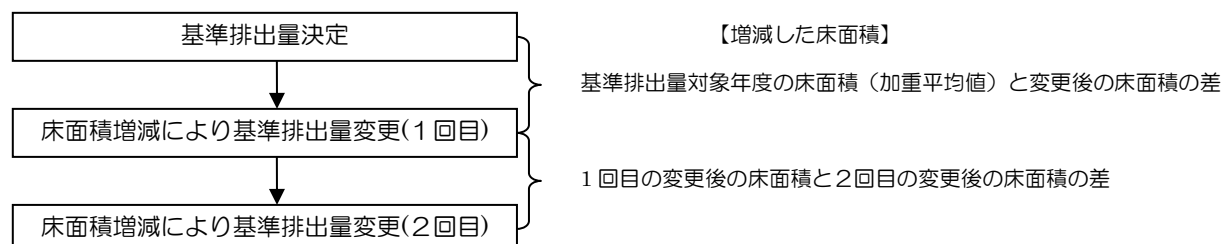
例えば、基準排出量の対象年度の3年度目の6月に床面積が30,000㎡から32,000㎡に増加した場合には、基準排出量の対象年度の床面積は、

$(30,000 \text{ ㎡} \times 27 \text{ 月} + 32,000 \text{ ㎡} \times 9 \text{ 月}) \div 36 \text{ 月} = 30,500 \text{ ㎡}$ となります。



また、排出量が標準的でないと知事が認める年度があり、2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合は、当該2年度の平均床面積を基準排出量の対象年度の床面積とします。

さらに、既に基準排出量の変更がされている場合における増減した床面積は、当該変更の原因が生じた直後の床面積と変更後の床面積との差となります。



「変更前の床面積」

増減する床の用途ごとの基準排出量の対象年度の床面積を記入してください。なお、基準排出量の変更申請が2回目以降の場合は、直近の変更申請時に算定した床面積を記入します。

第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所においては、変更前の床面積は、上記以外に、前削減計画期間末（2020年3月末日）の床面積を採用することができます。

「変更後の床面積」

増減する床の用途ごとの変更後の床面積を記入します。

「変更による排出量の増減量」

増減する床の用途ごとに、変更前後の床面積の差に、表3における排出標準原単位を乗じて得られた値を記入してください（小数点以下を含めて得られた値をそのまま入力してください）。

※ 算定にあたっては、算定ガイドライン p.129 を参照してください。

その2-③：用途の変更

事業所内で用途変更があった場合は、左側のチェックボックスをオンにして、該当項目を記入してください。また、この項目は、増減する床面積の用途ごとに作成してください。なお、増減箇所が事業所内で複数箇所ある場合でも、用途ごとに合算して記入してください。

「変更前の用途」

用途が変更された床の変更前の表3における用途区分をプルダウンで選択してください。

なお、変更前の床面積は、次のいずれかを選択することができます。

- ・ 基準排出量の対象年度の床面積。その後変更申請があった場合は最後の変更申請時の床面積
- ・ 前削減計画期間末（2020年3月末日）の床面積（第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所が対象）

「変更後の用途」

用途が変更された床の変更後の表3における用途区分をプルダウンで選択してください。

「用途が変更される床面積」

用途が変更された床面積の大きさを記入します。

「変更による排出量の増減量」

用途が変更された床面積の大きさに、変更前後の表3で定める排出標準原単位の差を乗じて得られた値を記入してください（小数点以下を含めて得られた値をそのまま入力してください）。

※ 算定にあたっては、算定ガイドライン p.130 を参照してください。

その2-④：事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少

生産量を増大させるために生産ラインを増やす場合や、データ処理量を増加させるためサーバー機器を増やす場合など、事業活動の全部又は一部についてその量、種類又は性質を変更するために設備を増減した場合は、左側のチェックボックスをオンにして、該当項目を記入してください。また、この項目は、増減する設備の種類ごとに作成してください。

なお、本方法で変更要件の確認を行う場合は、事前に東京都に御相談ください。

「増減する設備の種類」

生産ラインやサーバー機器など、増減する設備の種類を記入してください。

「変更前の設備の数量」

当該設備に関する、変更前の電力容量、エネルギー使用量の実測値、契約電力量の増減量等の数量及び単位を記入してください。単位はプルダウンでの選択のほか、直接記入も可能です。

なお、変更前の設備の数量は、次のいずれかを選択できます。

- ・基準排出量の対象年度の設備の数量。その後変更申請があった場合は最後の変更申請時の設備の数量
- ・前削減計画期間末(2020年3月末日)の設備の数量（第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所が対象）

「変更後の設備の数量」

当該設備に関する、変更後の電力容量、エネルギー使用量の実測値、契約電力量の増減量等の数量及び単位を記入してください。なお単位はプルダウンでの選択のほか、直接記入も可能です。

「変更による排出量の増減量」

増減した設備における排出量として算定される量を記入してください（小数点以下を含めて算定した値をそのまま入力してください）。

※ 算定にあたっては、算定ガイドライン p.130 を参照してください。

表3. 用途区分ごとの排出標準原単位

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位 第2・3計画期間
事務所	床面積[m ²]	100 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所（官公庁の庁舎）	床面積[m ²]	75 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	380 [kg-CO ₂ /m ² ・年] (データセンタ 610)
放送局	床面積[m ²]	260 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	160 [kg-CO ₂ /m ² ・年] (食品関係 225)
宿泊	床面積[m ²]	180 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	60 [kg-CO ₂ /m ² ・年] (理系大学等 95※1)
医療	床面積[m ²]	185 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	90 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	55 [kg-CO ₂ /m ² ・年] (冷蔵倉庫等 90)
駐車場	床面積[m ²]	25 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外	床面積[m ²]	排出実績値の95% ※2

※1 平成27年度日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局（所属番号400から600番台までの範囲を原則とし、これらに類すると東京都が認めた学部等を含む。）が使用する床の範囲。上記理系と判断される所属部局が単独で使用する床面積にのみ適用できます。

※2 工場その他上記以外の排出標準原単位は、基準排出量決定時のみ用いる。基準排出量変更時には用いることはできません。

注：第1計画期間に変更要件を満たさなかった変更事象と第2計画期間以降の変更事象を合わせて変更申請する場合、第1計画期間の事象についても第2・3計画期間の排出標準原単位を使用してください。

その2-⑤：変更前の基準排出量

基準排出量決定申請等で決定した基準排出量を記入してください。第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所の場合は、基準排出量改定通知書に記載の基準排出量を記入してください。

第2計画期間以降に基準排出量変更を行っている事業所の場合は、その変更後の基準排出量を記入してください。

変更前の基準排出量は、総量削減義務と排出量取引システムで確認することもできます。

その2-②～⑤までの入力が行われていれば、排出量の増減量の合計及び基準排出量に対する割合は自動計算されます。

※ ここで算定された増減量の基準排出量に対する割合が6%未満の場合は、基準排出量変更申請の要件に該当しないため、提出できません。御注意ください。

その2-⑥：熱供給事業所の熱供給先面積の増加又は減少

対象となる事業所が熱供給事業所で、熱を供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積が増減した場合は、左側のチェックボックスをオンにして、該当項目を記入してください（その2-②～⑤までは記入しないでください）。

「変更前の熱供給先面積」

変更前の熱の種類ごとの供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積を合計した値を記入してください。なお、変更前の熱供給先面積は、次のいずれかを選択することができます。

- ・ 基準排出量の対象年度の、熱の種類ごとの合計床面積
- ・ 前削減計画期間末（2020年3月末日）の、熱の種類ごとの合計床面積

なお、基準排出量の対象年度において、熱を供給する先の事業所の床面積に増減があった場合の床面積は、その2-②と同様に、月を単位として、変更があった日の翌月から変更後の床面積になったものとして、加重平均により算出します。2年度を基準年度として基準排出量を決定した場合及び既に基準排出量の変更がされている場合の取扱いもその2-②と同様です。

「基準となる期間」

当初の基準排出量の対象年度。その後変更申請があった場合は、最後の変更申請の状況の変更があった年月日。また、第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所は、上記のほかに前削減計画期間末（2020年3月末日）を選択することができます。

「変更後の熱供給先床面積」

変更後の熱の種類ごとの供給する先の事業所（住宅を含む。）の床面積を合計した値を記入してください。なお、変更の割合は、床面積の増減の割合により算定します。

※ ここで算定された変更の割合が6%未満の場合は、基準排出量変更申請の要件に該当しないため、提出できません。御注意ください。

※ 算定にあたっては、算定ガイドライン p.131 を参照してください。

※記入例

その3-①

3 変更の量の算定

☐ 適切な指標の値一単位当たりの過去の特定温室効果ガス年度排出量を用いる方法

指標の種類	①
状況変更前の指標の値	
指標の基準値	
状況変更後の指標の値	
基準排出量の変更の量	

該当するチェックボックスをオンにしてください。

その2において、「事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少」又は「熱供給事業所の熱供給先面積の増加又は減少」を選択した場合は、こちらの方法（排出原単位を用いた方法）は選択できません。

☐ 排出標準原単位に状況変更による排出活動指標値の変更量を乗じる方法

用途	①	②	
排出活動指標	床面積	床面積	床面積
状況変更前の排出活動指標値	m ²	m ²	m ²
排出標準原単位			
状況変更後の排出活動指標値	m ²	m ²	m ²
基準排出量の変更の量	t	t	t

その3-②

☒ 実測した燃料等の使用の量に基づき算定する方法

実測の範囲	①	②	
実測に基づく特定温室効果ガス排出量	100 t	t	t
基準排出量の変更の量	500 t		t

その3-③

緑色の枠内は、自動計算されます。

4 変更後の基準排出量等

変更前の基準排出量	3,000 t (二酸化炭素換算) /年
変更の量	500 t (二酸化炭素換算) /年
変更後の基準排出量 (状況変更のあった年度)	3,416 t (二酸化炭素換算) /年
変更後の基準排出量 (翌年度から削減義務期間の終了年度まで)	3,500 t (二酸化炭素換算) /年

その3-④

5 添付する書類

床面積が増加した根拠になる資料（確認申請の変更申請図面）	△別紙（ 1 ）のとおりに
増加部分における燃料等使用量の实測範囲及び実測結果表	△別紙（ 2 ）のとおりに
運用管理報告書	△別紙（ 3 ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに

その3-⑤

備考 △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を

変更の事実を確認できる資料や、算定の根拠となる資料をすべて添付してください（資料が不足する場合は、追加で資料提出を依頼させていただきます）。

その3-①：適切な指標の値—単位当たりの過去の特定温室効果ガス年度排出量を用いる方法

当該事業所において、増減する指標の種類と同等の指標の種類における過去（基準年度からの床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあっては基準年度とし、前削減計画期間末日（2020年3月31日）からの床面積の増減に係る変更量を算定する場合にあっては前削減計画期間の最終年度（2019年度）。それ以外の1年以上の期間について都が適切と認める場合にあっては、当該期間とすることができます。）の排出量を算定できる場合、左側のチェックボックスをオンにして、こちらの方法を選択してください。なお、増減する指標の種類が複数であって適切な指標が異なる場合には、当該複数の種類ごとに指標の設定と排出原単位の算定を行ってください。

「指標の種類」

単位床面積、単位設備容量、単位冷熱量、単位温熱量など、指標の種類を記入してください。

「状況変更前の指標の値」

変更前の指標の値及び単位を記入してください

（例：指標の値が床面積の場合は、左側のセルに変更前の床面積、右側のセルに単位「 m^2 」を記入してください）。

「指標の値—単位当たりの基準排出量」

増減する指標の種類と同等の指標の種類における過去の排出原単位を記入してください。

（例：排出原単位が床面積の場合は、左側のセルに排出原単位、右側のセルに単位「 t/m^2 」を記入してください）。

「状況変更後の指標の値」

変更後の指標の値及び単位を記入してください

（例：指標の値が床面積の場合は、左側のセルに変更後の床面積、右側のセルに単位「 m^2 」を記入してください）。

「基準排出量の変更の量」

適切な指標当たりの排出原単位を算定し、指標の増減値を乗じて算定してください（小数点以下を含めて算定した値をそのまま入力してください）。

※ 算定ガイドライン p.132～p.133、p.135、p.137～p.139 を参照してください。

その3-②：排出標準原単位に状況変更による排出活動指標値の変更量を乗じる方法

東京都が定める排出標準原単位を用いる場合は、左側のチェックボックスをオンにして、こちらの方法を選択してください。また、この項目は、用途ごとにまとめて作成してください。

「用途」

床面積の増減の場合は、該当箇所の用途を記入してください。なお、用途変更の場合は、変更前の用途及び変更後の用途両方を記入してください。

その2シートで別紙を使用した場合、その3シートも同様の対応をお願いします。

「状況変更前の排出活動指標値」

変更前又は前削減計画の最終年度（2019年度）末日の床面積を記入してください。用途変更の場合は、該当箇所の床面積を記入してください。

「排出標準原単位」

用途区分ごとの排出標準原単位を記入してください。用途変更の場合は、用途ごとに表3の排出標準原単位の差分を記入してください。

「状況変更後の排出活動指標値」

変更後の床面積を記入してください。用途変更の場合は、「状況変更前の排出活動指標値」と同

じ値を記入してください。

「基準排出量の変更の量」

床面積の場合は、増減した床の用途について表3の排出標準原単位に増減した床面積の大きさを乗じて算定してください。用途変更の場合は、表3の排出標準原単位の差に用途変更された床面積を乗じて算定してください（小数点以下を含めて算定した値をそのまま入力してください）。

※ その3-②は、床面積の増減又は用途変更の場合のみ該当します。設備の増減又は熱供給事業所の場合は、排出標準原単位を定めていないため、こちらの方法は選択できません。

※ 算定ガイドライン p.132～p.133、p.135、p.137～p.139 ページを参照してください。

（その3-②を選択した場合の記入例：事務所から商業用途に変更する場合）

☑ 排出標準原単位に状況変更による排出活動指標値の変更量に乗じる方法			
	①	②	③
用 途	事務所	商業	
排 出 活 動 指 標	床面積	床面積	床面積
状況変更前の排出活動指標値	1,000.00 m ²	0.00 m ²	m ²
排 出 標 準 原 単 位	100	160	
状況変更後の排出活動指標値	0.00 m ²	1,500.00 m ²	m ²
基準排出量の変更の量	-100.00 t	240.00 t	t

その3-③：実測した燃料等の使用の量に基づき算定する方法

増減した床面積、用途、設備等の全部又は一部について、個別メーターでの実測により燃料等使用量を把握できる場合は、左側のチェックボックスをオンにして、こちらの方法を選択してください。なお、この方法を用いる場合の実測等により燃料等使用量を把握すべき期間は、原則増加の場合は変更のあった月の翌月から1年間（減少の場合は、変更のあった月の前月までの1年間）であり、1年未満の期間で1年間の燃料等使用量を適切に推計できる場合で都が認めるときはこの限りではありません。但し、変更要因により実測期間は異なる場合がありますので、詳細は算定ガイドライン p.132～p.139 をご覧ください。

9月末までに実測が完了しない場合は、当該年度の8月末日までに実測した燃料等使用量について、1年間（12 か月）分に換算して得た値を、増減量又は変更量の見込み値として算定してください。

「実測の範囲」

燃料等使用量の実測を行っている変更箇所の範囲、実測期間等を具体的に記入してください。

「実測に基づく特定温室効果ガス排出量」

燃料等使用量の実測結果を特定温室効果ガスに換算した値を記入してください。

「基準排出量の変更の量」

実測に基づく特定温室効果ガス排出量を、増減した部分の全体に換算した値を記入してください。なお、「実測に基づく特定温室効果ガス排出量」で記入した数値が、増減した部分の全体である場合には同じ値を記入してください（小数点以下を含めた値をそのまま入力してください）。

※ 算定ガイドライン p.132、p.134、p.136、p.138～p.139 を参照してください。

その3-④：変更後の基準排出量等

様式その2及びその3の記入が正常に行われていれば、基準排出量の変更量が自動的に算定されます。なお、変更の生じた日が3月中の場合は、変更の生じた年度における基準排出量は変更されません。

- ※ 変更後の基準排出量が適用となる年度は、変更のあった年度の翌年度（変更のあった年度については翌月からとして算定）となります。
- ※ 同一年度内に複数回変更がある場合は、自動計算では反映されないセルがあるため、東京都に御相談ください。

その3-⑤：添付する書類

添付書類がある場合、この欄に書類名称及び通し番号を記入してください。また、該当書類も同様に通し番号を記入して該当書類を明確にしてください。

- ※ 変更の量の算定に、その3-③による方法を選択し、平成22年7月1日以降の排出量の実測値が含まれる場合にあっては、運用管理報告書を添付してください（詳細は、基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドラインを参照）。なお、基準排出量変更申請に添付する運用管理報告書は、検証機関の検証は不要です。

・根拠書類について

基準排出量変更申請書及び基準排出量変更算定書に記載する、変更年月日、変更前後の床面積、用途、設備容量などを確認できる資料を添付してください。また、それらの値を用いて変更要件を確認する過程、変更量を算定する計算過程をまとめたものも併せて御提出ください。

ホームページに参考資料を掲載しております。「基準排出量変更申請書 根拠資料一覧」(様式例)を利用して変更概要を整理していただき、必要な根拠書類等は「基準排出量変更申請書提出書類チェックシート」を御覧ください。

・基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書について

増減量又は変更量に全部又は一部の実測値を用いて算定するときで、算定に見込み値を用いた場合は、実測の完了後速やかに、実測した全ての期間における燃料等使用量に基づき増減量又は変更量の確定値を算定し、その内容を記載した「基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書」(第4号様式)に、修正した基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて提出してください。

事業所区分の確認用シート

※記入例

1 事業所区分について

- (1) 貴事業所は、建物の延べ面積の用途別内訳から判断すると

となります。

- (2) 判断基準に基づき貴事業所にて判断する事業所の区分は、
-
- であります。

様式その1の事業の種類及び面積の両方を入力後、お考えの事業所区分をプルダウンで選択してください。

【注意事項】

2 他人から供給された熱の供給割合の計算

事業所全体の原油換算 [kJ]		(1) 算定結果及び(2) 選択した事業所区分が異なった場合、この欄に注意事項が表示されます。(同一の場合は何も表示されません。)	
産業用蒸気 [GJ]			
産業用以外の蒸気 [GJ]			
温水 [GJ]			
冷水 [GJ]			
		他人から供給された熱の使用割合	%

備考 このシートは様式「」の事業の業種及び建物の延べ面積の用途別内訳欄を入力後、してください。

「特定温室効果ガス算定報告書」の様式その6における数値をそのまま入力してください。赤枠内に算定結果が表示されます。

変更年度において、他人から供給された熱の使用割合が、削減義務率決定のしきい値（20％）を、またぐ変更となる場合は、当該変更年度における削減義務率も変更します。ただし、検証を受けた「特定温室効果ガス排出量算定報告書」に基づき使用割合を判断いたしますので、削減義務率の変更判断は変更年度の翌年度となります。

※このシートは、事業所区分及び熱の供給割合を確認するためのものです。

(別紙)

第4号様式 (総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン)

東京 都 知 事 殿		年 ※記入例 月 日
住所		
見込み値として提出した基準排出量変更申請書の提出日を記載してください。		印
人 に あ っ て は 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 び 主 た る 事 業 所 の 所 在 地		
基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書		
年 月 日 付けで提出した「基準排出量変更申請書」における増減量及び変更量について、実測が完了し、値が確定したため、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインの規定により、以下のとおり、見込み値を確定値に修正いた		
提出済みの「基準排出量変更算定書」の「2(2) 変更による排出量の増減量の合計」及び「4 変更の量」の値を転記してください。	実測結果により確定した「基準排出量変更算定書」の「2(2) 変更による排出量の増減量の合計」及び「4 変更の量」の値を転記してください。	
2. 見込み値及び確定値		
見込み値		
増減量(二酸化炭素換算) / 年	t	t
変更量(二酸化炭素換算) / 年	t	t
3. 添付する書類		
修正した基準排出量変更算定書	別紙 () のとおり	
増減量・変更量の根拠資料	別紙 () のとおり	
	別紙 () のとおり	
	別紙 () のとおり	
	別紙 () のとおり	
4. 連絡先		
連絡先	会 社 名	
	住 所	
	所 属 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	FAX 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	
備 考		
※受付欄		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

5 補足資料 【日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）：大分類・中分類】

日本標準産業分類（1）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業，小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
J	金融業，保険業	61	無店舗小売業
		62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業，商品先物取引業
		66	補助的金融業等
K	不動産業，物品賃貸業	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
		68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
L	学術研究，専門・技術サービス業	70	物品賃貸業
		71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
M	宿泊業，飲食サービス業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
		75	宿泊業
		76	飲食店
N	生活関連サービス業，娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育，学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育，学習支援業
P	医療，福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

お問い合わせ先

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL： 03-5388-3438

E-Mail：ondanka31@ml.metro.tokyo.jp